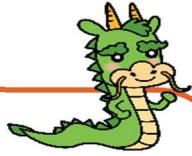




あけまして、おめでとうございます。また、新たな1年がスタートしました。今年はどうな1年になるのでしょうか。今年辰年です。辰年の方は、情熱的でリーダー気質な反面、負けず嫌いで短気な面もあるそうです。有名人では、巨人の坂本選手や出川哲朗さん、ホラン千秋さんが年男・年女のように。本年も引き続き、なにとぞよろしくお願ひ申し上げます。



1. 助成金



●キャリアアップ助成金、拡充！

～正社員化コース～

→有期または無期の従業員を正社員化した際に対象となるキャリアアップ助成金の正社員化コースが、金額・期間面で**拡充**されました。

【正社員化コース】

	これまで	今後
・支給対象期間	6ヶ月	12ヶ月へ
・助成額	6ヶ月	12ヶ月(2期)
中小企業	57万	80万(1期で40万)
大企業	42.75万	60万(1期で30万)

※無期→正規の場合は上記の半額

・対象となる有期労働者の雇用期間
6ヶ月以上3年以内 → **6ヶ月以上**

・正社員転換制度を新設し、転換等した場合の加算

中小企業	0万	20万
大企業	0万	15万

・多様な正社員制度を新設し、転換等した場合の加算

中小企業	9.5万	40万
大企業	7.125万	30万

→**R5.11.29以降**に正社員化された従業員が対象になります。

この他にも、処遇改善支援のコースもあります。

2. 労働者性

●自動車運転者と労働者性

～業務委託契約でも労働者に該当!?～

→業務委託契約であるフリーランスの配達員に**労働者性**が認められ労災給付がなされたことを受け、労働者性の判断基準が公開されました。

【労働者性とは？】

(判断基準)

以下の①②の「**使用従属性**」や、事業者性の有無等**労働者性を補強する要素**を総合的にみて労働者に該当するか判断

- ①**労働**が他人の**指揮監督下**において行われているかどうか＝他人に**従属**して労務を提供しているかどうか
- ②報酬が「**指揮監督下の労働**」の**対価**として支払われているかどうか

→**労働者に該当**と認定されると、その雇用されている(と推定される)会社の労災から給付がされます。また、労働条件の明示等、労働基準法の対象にもなってきます。

→一方、現状柔整師等業種が限られている**労災の特別加入**が、全フリーランスに対象が拡大される予定です(**令和5年12月号参照**)。特別加入に加入の場合は、フリーランス自身の労災から給付がされるという形になります。なおこの場合であっても、**労働者に該当**、となる可能性もあるため、自動車運転のみならず**どの業種でも**、契約書だけではなく実態として、**労働者との線引き**をきちんと行っておくことが重要になります。

今月のトピックス



●労災保険率、全体平均でダウン！～R6.4から～

来期の労災保険率が、17業種で**引き下げ**、3業種(紙製造・電気機械器具製造・ビルメンテナンス)で**引上げ**られることになりました。全体平均では0.1/1000の引き下げとなります。

●戸籍法改正～マイナンバー提示で戸籍証明書等の添付が不要に！～

戸籍等が必要な手続き(内縁の配偶者を扶養に入れる場合等)で、**マイナンバー**を提示することで添付不要になります。また、R6.3から本籍地以外でも戸籍の取得が可能になります。

□■お問い合わせ先■□

〒460-0003

名古屋市中区錦 1-20-25

広小路YMDビル 10F

中京社会保険労務士法人

電話:052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

